

# 令和4年第3回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和4年9月8日 開会

令和4年9月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和4年第3回新十津川町議会定例会

令和4年9月8日（木曜日）  
午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - (1) 事務報告
  - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 財政援助団体監査結果報告
  - (5) 一部事務組合議会報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 報告第7号 専決処分の報告について
- 第9 議案第45号 新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第10 議案第46号 新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第11 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第12 議案第48号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(内容説明まで)
- 第13 議案第49号 新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第14 議案第50号 新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第15 議案第51号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）  
(内容説明まで)
- 第16 一般質問
- 第17 認定第1号 令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)

- 第18 認定第2号 令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)
- 第19 認定第3号 令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)
- 第20 認定第4号 令和3年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)
- 第21 認定第5号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(概要説明まで)
- 第22 報告第8号 令和3年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告について
- 第23 報告第9号 令和3年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第24 報告第10号 令和3年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	小松敬典君

建設課長 谷 口 秀 樹 君  
教育委員会事務局長 鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪 田 謙 治 君

---

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。夏季軽装の対応や感染症対策につきましては、お知らせをしておりでございます。改めてこちらから指示をすることはございませんので、よろしくお願いいたします。

---

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただいまから令和4年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎表彰の報告

○議長（笹木正文君） 開議に先立ちまして、報告をいたします。

北海道町村議会議長会表彰規定に基づく自治功労者で、町村議会議員として15年以上在職し、功労のあった者として、私、笹木正文が、去る6月14日に北海道町村議会議長会定期総会において表彰されましたことを報告をいたします。

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、4番、鈴木康裕君。5番、小玉博崇君。両名を指名いたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長からご指示がありましたので、議会運営委員会報告を申し上げます。

日時は、令和4年9月5日月曜日、午前10時から午前10時45分まで。場所は、役場3階委員会室で開催いたしました。出席者は記載のとおりでございます。説明員といたしまして、副町長、総務課長のご出席をいただいております。

協議結果でございます。

(1) 令和4年第3回町議会定例会の会期は、9月8日木曜日から9月13日火曜日までの6日間といたしたいとしますのででございます。

(2) 日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めるものでございます。

(3) 付議案件は、条例の一部改正及び整備条例の制定6件、令和4年度会計補正予算1件、人事案件2件、令和3年度会計決算の認定5件、報告4件の計18件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

(4) 令和3年度会計決算の認定に係る審議につきましては、議長を除く議員9名による決算審査特別委員会を設置して行うものでございます。

(5) 一般質問の通告は、お二人から2件を受理してございます。

(6) 定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、令和4年第2回町議会定例会に準じて実施することといたしましたので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(7) 請願、陳情等の受理状況につきましては、9月5日現在、請願0件、陳情2件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。うち陳情1件を所管の委員会に付託することといたしました。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月13日までの6日間といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの6日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5番の一部事務組合議会報告でございますが、西空知広域水道企業団議会及び空知中部広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されてあることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

◎委員会への付託の報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

陳情等の委員会付託について、私から報告をいたします。

本日までに受領した陳情等につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託をいたしましたので報告いたします。

---

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和4年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。

お手元に資料を配付しておりますので、主だったものを口頭で説明をしたいと思います。最初に総務課関係でございます。

叙勲。

長年にわたり、教育の振興に貢献されました元公立中学校長、亡き吉田邦男様が、4月11日付けで正六位・瑞宝双光章を受章されました。

表彰の関係であります。

6月16日、学校給食用の食材としてジンギスカンの寄贈を頂きました滝川市、株式会社マツオ様に、7月6日、庁舎前庭で使用する電動芝刈り機の寄贈を頂きました株式会社久保田組様に、7月15日、ご主人様の生前のお礼として町に多額のご寄附を頂きました笹見史恵様に、それぞれ新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。

2ページをおめくりいただきたいと思っております。

十津川村水害慰霊祭であります。

8月20日、十津川村水害慰霊祭が十津川村紀伊半島森林植物公園において開催され、議長とともに参列し、ご尊霊の安らかなるご冥福をお祈りしてまいりました。

まちづくり懇談会であります。

町民の皆さまと直接、意見交換をさせていただくまちづくり懇談会を開催いたしました。懇談会は3年ぶりの実施となり、5月30日から7月15日までの期間、全8回、延べ146人の方々と懇談を行いました。

3ページの上段であります。

新十津川町PRコマーシャル。

本町の魅力をたくさんの方々に伝え、関係人口や定住人口の増加に繋げるため、15秒のテレビコマーシャルを作成し、6月30日から北海道テレビ放送株式会社にて放送をしております。9月30日までの期間に計67回の放送を行う予定で、8月31日までの放送回数は58回となっております。また、7月28日には、同社が放送する番組イチオシ！にて、ふるさとまつりの30秒告知を行ったところであります。

新十津川駅跡地宅地分譲であります。

この土地につきましては、JR北海道から本町が譲り受ける土地等につきまして、JR北海道と財務省との協議が終わり、7月19日に無償譲渡契約を結び、宅地分譲を昨年に引

き続き開始をいたしました。防風林跡地を含め全10画地を募集し、申込み期限の8月31日までに全5件の申込みがあり宅地として販売をいたしました。残りの画地は引き続きホームページ等でPRし、販売をしてまいります。

次に、4ページをお開き願います。

防災訓練であります。

地域住民の防災意識の高揚を図り、自助、共助、公助による総合的な地域防災力を高めることを目的に、8月28日に総合防災訓練を実施し、自主防災会、協力団体なども含め141人が参加いたしました。石狩川及び徳富川の水位上昇により、スポーツセンターへの避難指示の発令を想定した避難訓練のほか、流水訓練など10種類の訓練を実施するとともに、北海道警察の協力のもと、災害時の救助犬捜索訓練を参加者全員で見学をしたところであります。

次に、住民課であります。

5ページの上、マイナンバーカードの交付状況であります。

平成28年1月から始まったマイナンバーカードの交付につきましては、取得率向上に向け、窓口での申請サポート、ゆめりあ部会への出張申請受付等を行ってまいりましたが、7月31日現在のマイナンバーカードの交付枚数は2,768枚、交付率は42.3パーセントで前年同期と比べ604枚、9.2ポイントの増加となっております。

次に、6ページをお開き願います。

ヒグマの出没対応であります。

8月16日午前1時30分頃に新十津川農業高校前の国道275号付近においてヒグマを目撃したという情報があり、さらに、8月17日午後5時頃、菊水区において足跡が、8月26日午前5時30分頃、青葉区において足跡と糞が発見されたことから、町民の安全及び安心確保のため、町安全・安心推進協会、滝川警察署新十津川町駐在所、滝川地区広域消防事務組合新十津川支署等の関係団体の協力を得て、町内の巡回パトロールのほか、防災無線、ホームページ、ライン、市街地へのチラシの配布等により注意喚起と情報提供を行ってまいりました。

次に、保健福祉課関係であります。

新十津川長寿を祝う会が8月25日、ゆめりあにおいて、満76歳、喜寿の方及び80歳以上の1,151人のうち132人が参加し、長寿を祝う会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、会食は取り止め、式典のみの実施を行いました。なお、本年の慶祝者は、百歳8人、白寿8人、米寿76人、喜寿105人の計197人でありました。

8ページをお開き願います。

児童館の運営であります。

6月1日から8月31日までににおける児童館の利用状況は、開館日数が70日、利用者数は小学生1,571人、中学生16人、その他17人、合計1,604人で、1日の平均利用者数は約22.9人となり、前年同期と比べ313人の増加となっております。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、規模の縮小、時間の短縮、人数の制限などを行った上で、第15回じどうかんまつりを開催し、44の方が参加をしていただきました。

次に、放課後児童クラブであります。



6月1日から8月31日までにおける放課後児童クラブの利用状況は、開館日数が73日、延べ利用者数は1,383人で、1日の平均利用者数は約18.9人となり、前年同期と比べ60人の増加となりました。8月31日現在の登録児童数は44人となっております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏休み中に予定をしておりましたバス遠足、クッキング等の行事は中止をさせていただきました。

次に、子ども生活応援事業であります。

8月31日現在の得きっずカードの交付世帯数は、対象世帯数507世帯に対し450世帯で、交付率は88.8パーセントとなっております。

得きっずカードを持っている方には、2か月に1度、買い物累計額に応じて割増ポイントを付与しており、6月に181万2,384ポイント、8月には141万6,420ポイントを付与したところであります。

8月31日、原油価格、物価の高騰に対する子育て世帯への生活応援として、子ども1人当たり1万円分の得きっずカードポイントを828人分、計828万ポイントを444世帯に付与したところであります。

次に、12ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対策は、感染拡大の防止に向け、防災無線、ホームページなどで感染症予防対策の周知徹底に努めているところであります。

新型コロナワクチン接種につきましては、8月31日までに12歳以上の対象者に対し3回目の接種を実施しましたが、その接種率は、同日現在で全体で81.7パーセント、うち65歳以上は93.9パーセント、12歳から17歳までは54.4パーセントとなっております。

また、4回目の接種は、6月17日から開始をしており、60歳以上の接種率は52.8パーセントとなっております。

次に、産業振興課の関係であります。

スマート農業の関係でありますけれども、高品質、良食味米生産プロジェクトにつきましては、7月28日に町内農家及び空知管内農政担当者、空知スマート農業推進室、北海道農政事務所等約40名の方に参加をいただき、リモートセンシング・営農管理システム現地研修会を行いました。研修会では、株式会社クボタの社員から、現在開発中のリモートセンシングについて、実際にドローンにより撮影した圃場の生育データを確認しながら説明をいただいたほか、同社が展開する営農管理システムについて説明を受けたところあります。

また、7月11日には株式会社クボタの木俣会長、北尾社長、8月4日には北海道の藤原総務部長、宮森空知総合振興局副局長、8月23日には北海道の土屋副知事、白石空知総合振興局長が来町し、本町のスマート農業の取組について視察を行ったところでございます。

14ページをお開き願います。

新規就農者の関係でありますけれども、今年8月3日に新規就農者を対象とした激励会がグリーンパークしんとつかわで開催され、今年は1戸1人が後継者として就農したところでございます。

次に、16ページをお開き願います。

二つ目の緊急経済対策第3弾でありますけれども、商工会が宿泊業に対する支援策として実施する宿泊業経営継続緊急支援事業につきましては、当該支援を行った商工会に対し、

助成金として1,596万660円を支出したところであります。

次、第4弾といたしましては、商工会が燃油高騰等の影響による負担軽減のために、商工会員である中小企業者を支援する燃油高騰等に係る支援事業については、8月31日現在で、商工会に対する申請件数は65件、助成申請額は1,382万5千円となっております。

次に、観光イベントでありますけれども、7月31日にふるさと公園イベント広場において、第34回しんとつかわふるさとまつりが3年ぶりに開催されました。天候に恵まれ5,000人の来場者となったところであります。

また、9月4日には新十津川物語記念館でミニフェスタが開催されました。61人の方にご来場いただき、スライドによる新十津川物語の解説やパネル展示のほか、本町出身の石田倫依さん率いるバンドが新十津川物語に因んだ楽曲を演奏していただきました。

次に、17ページの下段の方に書いてあります、奈良県、十津川村及び新十津川町における連携協定であります。7月23日と24日の2日間、JAならけんの農産物直売所まほろばキッチン櫃原店において、本町と十津川村、そして奈良県の三者協定による共同物産販売を行いました。メロンやミニトマトの農産物、お米シロップなどの加工品の試食、販売を行いました。3年ぶりの対面販売を行うこともあり大盛況でありました。このことについては、議員各位にも参加をいただき、このイベントを盛り上げていただき、協力いただいたことに感謝申し上げたいと思います。

また、奈良県のアンテナショップで奈良市にあります、奈良のうまいものプラザや東京新橋にあります、奈良まほろば館において、本町産メロンの販売やPRにご協力をいただきました。

町内の宿泊施設に宿泊された奈良県の方に対する、おもてなし事業では、8月31日までに40人にお土産を贈呈したところであります。

次に、建設課関係でございます。

住宅耐震化助成事業でありますけれども、8月31日現在で12件の申請があり、費用概算額は1,804万9,723円、助成予定額は307万9千円、うち助成決定件数は10件、助成決定額は257万9千円となっております。

なお、申請内容はすべて取壊しで、住宅の耐震改修及び耐震診断の申請は、現在のところ無い状況になってございます。

土木施設災害であります。

6月下旬から8月中旬にかけての4度の大雨により、多くの公共土木施設が被害を受けました。被害件数は、道路で55件、林道7件、河川19件、合計で81件の被害が発生をいたしました。概算復旧額は6,617万円を見積もり、早急に対応が必要な施設の復旧は、予備費を充用し対応しているところでございます。

庁舎建設の関係でありますけれども、6月20日、役場バスターミナル広場において、庁舎完成記念式を執り行いました。奈良県からは村井副知事、母村十津川村からは小山手村長をはじめとする来賓各位の皆さまのご列席をいただき、盛会裡に式典を終えることができました。

また、開町記念式終了後には、役場エントランスホールにおいて、庁舎完成記念ミニコンサートを開催したところでございます。

口頭で1件、付け加えさせていただきます。

昨年から稼働しております熱供給センターの関係であります。あつてはならない事故が8月30日に発生をいたしました。

内容は、機械、鉄骨の架台が落下する事故でありました。

町としては、これまで適切な管理をしていた中での突然起きた事故でありまして、落下した場所は、職員が管理をする動線として通過する箇所でありまして、幸い職員がその時管理をしていないということから、大きな事故に繋がらなかったわけでありまして、機械の事故は重大な事故でございました。

今回の事故は、契約上の瑕疵担保責任があるものと請負業者を集め、原因究明と早期の修補を、それに加え、熱供給センターが稼働できない期間の燃料代の損失分の損害補償を請負業者に求め了解を得ていることを報告させていただきます。

以上、令和4年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

### ◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和4年第2回町議会定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

教育委員会関係では、3回の定例教育委員会を開催しております。

6月23日は、報告4件について審議いたしました。

報告第33号では、令和3年度の中学校の放課後学習の状況について報告いたしました。実施回数は、年間で17回実施し194人が出席し、教職員が学習方法や内容の指導を行いました。

8月25日は、報告4件、議案3件について審議いたしました。

報告第40号では、4月19日に小学6年生と中学3年生を対象に実施いたしました、令和4年度全国学力・学習状況調査結果について報告いたしました。小・中学校とも、国語、算数、中学は数学、理科の3教科を対象に実施し、小学校は、国語が全道、全国平均を上回り、理科が全道と同等、中学校は理科が全道、全国を上回りましたが、小学校の算数及び中学校の国語、数学が全国、全道を下回る結果となりました。学力の定着に向けて、教育指導の充実と家庭学習の改善に努めてまいります。

また、議案第13号及び第14号につきましては、そっち岳スキー場、農村環境改善センター両施設の設置及び管理に関する条例の一部改正案につきまして説明し、本町議会定例会に上程することについて同意をいただきました。

次に、視察、研修についてですが、コロナ禍により近年中止となっておりました教育委員研修会ですが、北海道市町村教育委員研修会が7月15日に札幌市教育文化会館で、中空知教育委員研修会が7月21日に上砂川町役場で、ともに3年ぶりに開催されました。

小中学校関係ですが、9月1日現在の在籍児童生徒数についてでございますが、前回の6月1日現在の報告よりも、小学校では、前は324人でしたが、9月1日現在では3人

増え327人となりました。中学校は増減がありません。

2ページをお開き願います。

小学校行事ですが、6月の22日、23日の両日、6年生が修学旅行でニセコ、ルスツ方面に行き、ラフティングなどを体験いたしました。

また、町内にクマが出没したことにより延期となっていました運動会を、5年生が6月23日に、4年生と6年生が6月30日に分散開催いたしました。最後の運動会となる6年生は、すべての種目に全力で取り組んでおりまして清々しく立派でございました。

8月31日に一日防災学校を行いました。学年に応じた内容とし、5、6年生は町災害対策事務局職員の指導を受け、非常用トイレやダンボールベットづくりを体験し、有事における備えの学習をいたしました。

中学校関係でございますが、6月18日にふるさと公園イベント広場で行われました野外音楽フェスティバルSORAON2022に、新十津川中学校吹奏楽部と砂川中学校吹奏楽部がオープニングで出演し、3,000人の聴衆の前で、息の合った合同演奏を披露いたしました。

7月13日、14日の両日、中学3年生46人が町内17事業所のご協力をいただき、キャリア教育の一環として、職場体験を行いました。

続きまして、9月2日、3日の両日、学校祭が行われました。今年度の生徒会活動テーマは、漢字で輝く、彩るの2文字で輝彩ということで定めておりまして、学祭旗、モザイクアート、校内の装飾など、カラフルで輝く学校祭でありました。また、伝統の合唱では、学年、クラス単位でパーフェクトソング賞をめざして、素晴らしい歌声を披露いたしました。

次に、中体連等の大会結果は表のとおりでありまして、北空知、空知を勝ち抜いて、卓球女子個人2人、バドミントン女子個人1人、剣道男女団体、それと剣道男女個人5人、吹奏楽部が全道大会に駒を進めました。

全道大会では、吹奏楽部が8月の26日にコンサートホールkitaraでC編成で出場し、銀賞となりました。

また、剣道では、7月31日に岩見沢市で開催されました女子個人で、2年生の小林愛依さんが2年連続優勝し、8月21日に釧路市で開催されました全国大会に出場し、1回戦はシードとなり、2回戦は神奈川県の手選手に1本勝ち、3回戦では静岡県の手選手と対戦し、両選手1本ずつとり延長戦で敗れましたが、北海道代表としてベスト32という素晴らしい成績を修めました。

続きまして、芸術鑑賞事業ですが、雨竜町との共同事業で、7月5日に文化庁の芸術家派遣事業で、釧路市出身のチェロ奏者、白佐武史さん率いる国内外でプロとして第一線で活動する演奏家8名による最少編成サロンオーケストラ・エイトによる演奏と生徒の指揮者体験などを行いました。なお、コロナ感染症対策のため、両中学校別々の2公演として開催いたしました。また、9月6日には新十津川小学校と雨竜小学校の芸術鑑賞も行ってあります。

学校教育関係でございますが、学力向上の取組として、夏休み中の学習サポートやまびこをゆめりあを会場に8月1日から4日までの間で実施いたしました。174人が参加しております。

続きまして、農業高校関係でございますが、8月9日に岩見沢市で開催されました日本学校農業クラブ北海道連盟主催の全道技術競技大会で、農業の種目で3年生の志多みつきさんと生活の種目で1年生の大道晶斗さんが優秀賞となり、10月26日に福井県で開催されます全国大会に出場をいたします。

次に、花フェスタですが、札幌市大通り公園で6月25日から開幕いたしました高校生ガーデニングコンテストで、新十津川農業高校の植物の命の水が豊富な新十津川町をイメージした作品が北海道新聞社賞の奨励賞を受賞いたしました。

また、8月9日に視察ということで渡辺孝一衆議院議員が新十津川農業高校に来校され、学校経営及び現在の改築工事中の現場を視察され、町長と共に同席いたしました。

新校舎は、現在の校舎の南側に2階建てで建設し、道産材を活用した温かみのある建物とし、採光を重視したエネルギー効率の良い校舎となるよう計画されておまして、生徒は、完成後の来年の夏休み終了後から新校舎での学習が予定されております。

続きまして、給食センター関係ですが、学校給食への提供ということで、寄贈といたしまして6月16日に株式会社マツオ様から特上ラム肉1キロ詰め170パックの寄贈を頂きました。また、9月1日には、空知の給食を考える会から、本町の花月区の長太農園で生産した自然栽培米のゆめぴりか80キロの寄贈を受け、明日の給食で提供する予定となっております。

次に、6ページをお開き願います。

6月12日に青少年健全育成のつどいがゆめりあで開催され、小中学生の夢や希望への作文発表、農業高校3年生の乗松さんの意見発表と、食事の大切さを認識する講演会が行われました。

次に、7ページに移りまして、スポーツ大会、教室、イベント関係でございますが、6月20日にゆめりホールで役場庁舎落成を記念して、本町にゆかりのあるスリールトリオコンサートが催され、美しい音色と久しぶりの演奏をゆめりあで250人の聴衆が堪能いたしました。

次に、6月25日には、北海道日本ハムファイターズ、フットステップファンドインしんとつかわをスポーツ協会と共催し実施いたしました。当日は天候に恵まれ、少年団やラジオ体操会をはじめ、子どもから高齢者まで総勢273人がファイターズガール、B・Bと共に一緒にラジオ体操と健康ウォーキングを行い、初夏の心地よい汗をかきました。

次に、8ページに移りまして、7月3日にはピンネシリ登山マラソンを、今回は募集定員を縮小して3年ぶりに開催いたしました。176人が参加いたしました。当日の気温が高く途中棄権者が多く出ました。山頂コースの完走者は78人中46人で58.9パーセントということで、今までで一番完走率が低く過酷なものとなりました。

続きまして、開町130年記念事業として2年前に実施を予定していましたが、NHK、Eテレのワンワンとあそぼうショーが、コロナ禍により中止を余儀なくされておりましたが、8月21日に念願が叶い開催することができました。午前と午後の2公演を行い、町内外の200世帯700人が来場され、音楽に合わせて親子で歌や踊りでふれあう楽しい機会となりました。

また、来場者には、ふるさと公園と定住や子育て支援の町のパンフレットを配布し、子育てにやさしいまちのPRをいたしました。さらに、町内業者などがキッチンカーで商品

の販売をいたしました。

続きまして、開拓記念館特別展示ですが、6月18日から8月20日までの間、札沼線北線廃止50周年の特別展を開催いたしました。雨竜町、北竜町保管の展示物の借用協力もいただき実施させていただきました。

続きまして、9ページが一番下段の剣道ですが、7月23日に第4回北海道中学生剣道選手権大会が千歳市で開催され、新中2年生の高橋一絆さんが優勝いたしました。また、8月7日に札幌市で開催されました第71回北海道少年剣道錬成大会兼第64回赤胴少年剣道錬成大会で、個人戦は新小6年生の小林亮介さんが準優勝、また、団体戦は新十津川尚武会が7年ぶり4度目の優勝を飾りました。中学生の高橋さんと小学生チームは、今月18日に大阪市で開催されます第17回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会に北海道代表選手として出場いたします。

11ページに移りまして、高齢者生きがい活動ですが、ふるさと学園大学、ゆめりあ部会、シニアいきいきクラブにつきまして、記載のとおり活動を行っている状況でございます。また、6月から7月にかけて社会福祉協議会が実施している、すまいるあっぷ事業に社会教育主事などが出向き、けん玉などの簡単な遊びや健康体操を行い、参加者との交流を実施いたしました。

次に、図書館関係ですが、利用状況は、貸出冊数2万5,818冊、貸出人数4,233人となり、昨年より利用が増えています。また、特別事業ですが、8月10日に図書館運業者の共立メンテナンスの新規事業として、夏休み小学生プログラミング体験を行い、専門の講師の指導を受け、子どもたちがゲームづくりに取組んで36人が挑戦いたしました。

以上申し上げまして、令和4年第2回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

#### ◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、お諮りいたします。

日程の順序を変更して、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議いたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第8、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

3ページをお開き願います。

専決第2号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日が令和4年8月22日でございます。

1、契約の目的、新十津川町農村環境改善センター改修工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和3年9月9日議案第52号。

3、契約金額の変更内容、変更前の額3億5,200万円、変更後の額3億5,543万2千円、増減額343万2千円の増であります。

4、変更の理由につきましては、既存煙突撤去工事、ら旋階段改修工事及び可動式防煙垂れ壁設置工事の追加並びに産業廃棄物処分量の確定による請負額の変更が生じたためでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第45号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第45号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の一部改正について。

新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、福祉避難所における非常用電源設備の整備が進まなかったことから、この条例の有効期限を延長し、引き続き当該整備の促進を図り、福祉避難所の受入体制を強化するため、この条例の一部改正について議決を

求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

本条例で、本年度までの時限立法として定めていたのを、提案理由で申し上げましたことから4年間延長をしたいとするものでありまして、付則第2項中の令和5年3月31日を令和9年3月31日に改めるものでございます。

付則として、この条例は公布の日から施行をするということでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第45号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

---

◎議案第46号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第46号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第46号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
提案理由でございます。

本町の定住促進施策に鑑み、居住する自己所有の住宅が町外にある場合について、住居手当の支給対象から除くこととするため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表3ページも併せてご参照願いたいと思います。

今まで町外にあった住宅も住宅手当を支給をしていたところでもありますけれども、この「町外にある住宅を除くものとし、」を削り、対応をしたいとするものでございます。

内容については、提案理由のとおりでございます。

施行の日は、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第46号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

（午前10時52分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時00分）



◎議案第47号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

11ページをお開き願います、

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準拠し育児休業の取得要件の緩和等を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がありましたので、条例において規定する事項について、国家公務員に準拠し、所要の改正を行うものでございます。

地方公務員の育児休業制度につきましては、法律に基本となる制度が規定され、条例において例外的な取り扱いなど必要となる事項を定めるという仕組みとなっており、この度の改正は、非常勤職員に係る取扱いの変更が主なものとなっております。

お手元に配付しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いいたします。新旧対照表5ページをお開き願います。

第2条は、育児休業をすることができない職員に係る規定の改正で、育児休業法第2条第1項において、職員は、育児休業を取得できる旨の規定が置かれておりますが、任用の状況から、その対象とならない職員を条例で規定することとなっております。

今回の改正は、第3号の改正で、アの（ア）は、非常勤職員の継続採用される期間の要件を緩和するもので、現行、養育する子が1歳6か月に達する日まで引き続き採用され、又は更新の見込みがある場合でなければ、育児休業を取得することが出来ませんが、これを、子の出生の日から、11ページになりますが、第3条の2において規定する期間であります、57日間の末日から6か月を経過する日まで、この規定を追加するというものでございます。

6ページに再びお戻りいただきまして、同じく、イの（ア）、（イ）は、現行のイ、ウ

の表現を変えて改正案としたものですので、内容に変わりはありません。

次に、第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日につきましては、育児休業をすることが出来る期間の末日を定めるもので、第3号は、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員について、期間の末日を1歳6か月の到達日と規定しておりますが、この要件の緩和について定めるものでございます。

まず、条文の移動で、現行の第3号の本文の規定が、改正案のアとなりまして、現行ア、イの規定が、それぞれ、改正案のイ、ウとなり、エといたしまして、当該非常勤職員が、子の1歳到達日後の期間において、この号に該当する育児休業をしたことがない場合という規定を追加する内容となっております。

要件の緩和につきましては、7ページの改正案のとおり、原則として、アからエの何れにも該当する場合とされてございますが、カッコ書きにありますように、第3条第7号の事情に該当するときは、イ及びウに該当する場合、規則で定める特別な事情がある場合には、ウに該当する場合であれば、育児休業期間の末日を、子の1歳6か月の到達日とするものでございます。

次に、8ページになります。

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員について、養育の事情を考慮して、育児休業の期限を2歳とすることができる場合を定めるもので、改正内容は、養育する子の年齢は異なりますが、今ほど説明しました第2条の3、第3号の改正と同様の趣旨となっております。

9ページでございます。現行欄一番下段から10ページにかけてになります。

第2条の5、育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、条番号の変更で、11ページの第3条の2に変更となります。

次に、10ページ。

第3条、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、育児休業法の改正により、育児休業の取得回数が、これまでは、出生後57日間とその後の期間、それぞれ1回が上限とされていましたが、それぞれ2回に変更となりましたので、現行、第5号に規定する再度の育児休業を取得する際に必要となります申出及び経過期間が不要となりますので、この号を削り、以下の各号を繰り上げるものとなります。

改正案第7号については、文言の改正となります。

第10条は、第3条において、現行第5号を削ることに伴い、様式の名称を変更するもの、第11条、第12条、第24条については、文言の修正となります。

次に、議案にお戻りいただきまして、11ページをご覧ください。

附則第1項は、条例の施行を令和4年10月1日とするもの、第2項は、経過措置規定を定めるものでございます。

以上、職員の育児休業等に関する条例の一部改正の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第47号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

26ページをお開き願います。

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

国家公務員の定年が、令和5年4月1日から段階的に引き上げられていくことを踏まえまして、地方公務員の定年についても同様の対応を行う必要が生じたので、定年等に関する条例をはじめとする8本の条例について改正を行いたいとするものです。

はじめに、制度の概要を少し説明させていただきます。

まず、定年の引上げについてですが、職員の定年を2か年度に1歳ずつ段階的に上げていき、現行の定年60歳が最終的に65歳に引き上げられます。

移行期間のスタートであります令和5年度に定年が61歳となり、以降令和7年度に62歳、令和9年度に63歳と引上げられ、令和13年度に定年が65歳となります。

2点目が役職定年制の導入になります。60歳に達した管理監督職の職員を管理監督職以外の職に降任させる管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するものです。

役職定年の対象範囲は、管理職手当の支給を受ける職員で、降任後の職については主査職に位置づけられることとなります。

なお、管理監督者以外の職員については、そのままの職で勤務を続けることとなります。

3点目、給料の取扱いですが、60歳を超える職員の給料月額は、60歳時点の7割の額となります。

4点目、定年前再任用短時間勤務制の導入です。60歳以降の職員が、引き上げとなる定年までの間に一旦退職した上で、再度、短時間の勤務に就くことができる定年前再任用短時間勤務制を導入するというものです。

5 点目、定年の段階的引上げ期間中の定年退職者等の再任用制度の導入となります。現行の再任用制度は廃止されることとなりますが、定年の段階的な引上げ期間において、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の措置を暫定的に設けるものでございます。

6 点目、退職手当の関係について少しご説明します。

本町は、退職手当組合に加入しておりますので、その支給については組合の制度によることとなりますが、同組合では本年 8 月に定年引上げに係る条例の改正を終えてございます。定年の引上げによりまして給料月額が 7 割の額となりますが、退職手当の算定に当たっては、60 歳時点での給料月額を用いる特例措置が設けられておりますので、職員への影響は発生しないこととなります。

以上が、制度改定の概要となります。

それでは、内容の説明をさせていただきます。資料の新旧対照表につきましても併せてご参照いただきたいと思います。

議案は、13 ページから 26 ページ。資料の新旧対照表につきましては、13 ページから 37 ページとなります。

それでは、新旧対照表 13 ページをご覧ください。

第 1 条関係、新十津川町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴い、再任用制度が無くなることに伴う改正でございます。

次に、14 ページ。

第 2 条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第 3 条の 2 から 23 ページの別表第 2 までが改正条項となります。

改正の概要でございますが、第 3 条の 2 から第 20 条までは、定年前再任用短時間勤務職員の給与の取扱いについて規定するもので、現行の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えるといった改正となっております。

19 ページでございます。

附則でございます。

第 5 項、職員の 60 歳到達後の給料の取扱いとして、当分の間、60 歳時点の給料月額の 7 割の額とする旨の規定。

第 6 項以降は、適用の特例、規則への委任についての規定となります。

その他、地方公務員法の改正に伴う用語の整理及び条項ずれによる改正を行うものとなっております。

次に、23 ページをお開き願います。

第 3 条関係、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正は、60 歳到達後に受ける給料について、調整措置が取られることに伴う改正となっております。

次に、24 ページをご覧くださいと思います。

第 4 条関係、新十津川町職員の定年等に関する条例の一部改正。

条例を章立てにする改正でございますが、第 1 章は、趣旨規定の改正。

第 2 章は、定年制度に係る改正で、第 3 条において、職員の定年を 60 歳から 65 歳に改正するものです。定年の引き上げにつきましては、31 ページをお開きいただきたいんですが、附則の第 3 項に、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの経過措置を定めてござい

ます。

それではまた、25ページにお戻りいただきまして、第4条は、現行の定年に達した職員の勤務延長制度に、新たに管理監督職勤務上限年齢制度の特例任用及びその延長について加えるもので、その延長期間を3年とするといった内容となります。

26ページ、一番下段になります。

第3章は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制について規定するもので、第6条では、対象となる職員として、管理又は監督の地位にある職員と定め、第7条において、その対象となる年齢を60歳と規定しております。

第8条以下は、制度を適用するに当たっての基準、特例等に関する規定となります。

次に、30ページをお開き願います。

第4章、定年前再任用短時間勤務制について規定するもので、第12条において、60歳に達した日以後に退職した職員を、短時間勤務の職として採用することが出来る旨を定めております。

第13条は、法律に加盟する組合の退職者について、短時間勤務の職に採用することができるという規定がございますので、組合の所在地及び人事交流の状況等を鑑みまして、西空知広域水道企業団をその対象組合として定めております。

次に、31ページをご覧ください。

附則の第4項でございます。情報提供及び意思確認の規定で、60歳に達する前年度に60歳に達する日以後に適用される任用及び給与等について情報を提供するとともに、勤務の意思確認に努める旨を規定しております。

次に、32ページから34ページ。

第5条関係、職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

34ページから36ページ。

第6条関係、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

36ページの第8条、新十津川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴う用語の整理、条項ずれによる改正となります。

次に、議案の20ページをご覧ください。

議案の20ページ、第7条でございます。新十津川町職員の再任用に関する条例の廃止で、現行の再任用制度の廃止に伴いまして、条例を廃止するものでございます。

次に、附則でございます。

第1条は、施行期日で、附則第13条を除きまして、令和5年4月1日の施行としております。

第2条は、寒冷地手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、暫定再任用職員には適用しない旨の規定。

第3条は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、暫定再任用職員の給料に関する規定となります。

第4条から第13条までは、定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置規定で、第4条は、管理監督職勤務上限年齢の特例任用に係る経過措置。

第5条は、定年の段階的引上げ期間中において、定年退職者等を常時勤務する暫定再任用職員として採用できる旨の規定。

第6条は、暫定再任用職員として、西空知広域水道企業団の職員を任用できる旨の規定。

第7条は、定年の段階的引上げ期間中における短時間勤務の暫定再任用職員の任用に係る特例を定めるもの。

第8条は、西空知広域水道企業団の職員を短時間勤務の暫定再任職員として任用できることを規定しております。

第9条から第11条は、令和3年改正法附則に規定されます経過措置及び条例で定めなければならない事項に関する規定でございます。

第9条は、常時勤務を要する職に昇任等をする事ができない暫定再任用職員の年齢要件について、特例とする職と年齢を定めるもの。

第10条は、短時間勤務の職に昇任等をする事ができない暫定再任用職員の年齢要件について、特例とする職と年齢を条例で定めるもの。

第11条は、定年引上げ期間中に短時間勤務の職へ採用、昇任等をする場合の年齢要件規定に関しまして、その職と職員の特例を定めるものでございます。

第12条は、定年引上げ期間中に新地方公務員法における定年前再任用短時間勤務職員へ採用、昇任等を行う場合の年齢要件を定めるもの。

第13条は、法律の施行日前日までに、任用、給与に関し、情報提供、意思確認をする職員の年齢要件を定めるもの。

第14条、第15条は、それぞれ職員の育児休業等に関する条例の一部改正、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置規定。

第16条は、規則への委任規定となります。

以上、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第48号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第49号、新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第49号、新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

新十津川町そっち岳スキー場のリフト使用料の還付に関する条件を整備することにより、利用者負担の適正化を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては教育委員会事務局長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいま上程いただきました議案第49号、新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、リフト使用料の還付に関する規定がなかったことから、リフト使用料の還付に関する規定の追加及び所要の改正を行うものでございます。

お手元に配付しております、新旧対照表の39ページをご覧ください。

第7条のリフト使用料の還付に関する条文を追加するものでございます。

第1項では、すでに納めた使用料は還付しないとするものでございますが、ただし書きで、第1号では、気象条件によるものを除き、利用者の責めに期さない理由によりリフトを使用することができなくなったとき。

第2号では、その他町長が特別な理由があると認めたときとして、これに該当するときは、その全部又は一部を還付することができるものとしてございます。

リフト使用料の還付は原則いたしません。新型コロナウイルス感染症感染拡大による休場やリフト設備等の故障等によるなど、万一の長期間休場する場合もありえますので、その万一の長期間の休場があった場合に備えるため、シーズン券を対象として考えておりますが、リフト使用料の還付をすることができるよう規定を追加するものでございます。

第8条及び第9条は、今回の改正に合わせ、ほかの公共施設に関する条例の文言と統一を図るため、所要の文言の修正でございます。

議案書27ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和4年12月1日から施行いたします。

以上、議案第49号、新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第49号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第50号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第50号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

31ページをお開き願います。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、新十津川町農村環境改善センターの管理を指定管理者に行わせるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表41ページをお開き願います。

第1条では、従前の設置目的から、今後、改善センターの改修に伴うその設置の趣旨、内容の改善から、町民の文化活動及び地域福祉活動の充実を図り、町民の文化の向上及び福祉の増進に資するため、新十津川町農村環境改善センターを設置するというふうに改めました。

2条の2からは、提案理由でありました指定管理者にするための管理の代行、指定管理者が行う業務、開館時間、休館日を定めたものでございます。

第3条以降については、今まで町長に申請をしていたものを指定管理者に申請するなど、その内容について指定管理者が行えるように修正をしたものでございます。

5条についても、利用料金の関係、5条の2についても、利用料金の收受、6条については、利用料金の減免、使用料金が利用に変わるということでございます。

指定管理者に改正をする内容で、それぞれ以後のものについても改修をするということでございます。

議案に戻りまして、附則で、この施行期日を令和5年4月1日から指定管理者で行うために、4月1日から実施をするということでございます。

2では、準備行為、そして経過措置と設けております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第50号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第51号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第51号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第6号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,766万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳



出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第51号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第6号につきまして、内容をご説明申し上げます。

40ページ、41ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額56万円、これは、新十津川駅跡地整備事業に係る社会資本整備総合交付金でございます。計6億5,222万5千円。

16款、道支出金。補正額40万2千円、これは、農業委員会活動事業に係る情報収集と業務効率化支援事業補助金でございます。計5億3,272万1千円。

19款、繰入金。補正額439万8千円、これは、JR札沼線跡地整備等推進基金繰入金84万円と、森林環境譲与税基金繰入金355万8千円の合計額でございます。計8億6,927万6千円。

20款、繰越金。補正額708万5千円、これは、前年度繰越金を歳入充当したものでございます。計1,679万2千円。

歳入合計。補正額1,244万5千円、計74億2,766万4千円。

次に、歳出。

2款、総務費。補正額179万6千円、計8億628万6千円。財源内訳、特定財源、その他152万9千円、一般財源26万7千円。

6款、農林水産業費。補正額61万2千円、計5億9,559万4千円。財源内訳、特定財源で国道支出金40万2千円、一般財源21万円。

8款、土木費。補正額140万円、計8億6,260万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金56万円、その他84万円。

10款、教育費。補正額23万7千円、計8億1,445万5千円。財源内訳は一般財源23万7千円。

11款、災害復旧費。補正額840万円、計1,640万円。財源内訳、特定財源、その他で202万9千円、一般財源637万1千円。

歳出合計。補正額1,244万5千円、計74億2,766万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で96万2千円、その他で439万8千円、一般財源708万5千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。

50ページ、51ページをお開き願います。

2款1項7目町有林造成管理費。補正額152万9千円、計430万6千円。内容を申し上げます。事業番号1番、町有林保育管理事業152万9千円。これは、幌加町有林の管理で使用する作業道が過般の降雨により一部法面が崩壊し、木材運搬車両が通行できない箇所が

発生していることから、これを修繕するものでございます。

幌加町有林の流木は、公営住宅さくら団地の建替えに使用するため令和5年度に伐採を予定してございますが、新年度の施工では、草本が未定着で法面が再度崩れる恐れがあるため、補正予算によりこれを修繕するものでございます。

次、3項1目戸籍住民登録費。補正額26万7千円、計1,890万4千円。内容を申し上げます。事業番号3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業26万7千円。これは、現在、本町の住基ネットコミュニケーションサーバーのメモリーですが8ギガバイトとなつてございます。令和4年4月に地方公共団体情報システム機構から、市町村機器整備概要の改定がなされ12ギガバイト以上のメモリーを備えていることが必須要件とされました。メモリー増設の期限は、令和5年8月とされており、近年の半導体不足の影響により発注から納品まで5か月ほどが見込まれることから、本年度中に増設を完了させることとして増額補正を行うものでございます。

次に、52ページ、53ページをお開き願います。

6款1項1目農業委員会費。補正額61万2千円、計1,358万1千円。内容を申し上げます。事業番号1番、農業委員会活動事業61万2千円。これは、農業経営基盤強化促進法が改正され、人農地プランが地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画として法定化されたところでございます。

この地域計画は、農業の将来のあり方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた計画でありまして、施行期日から2年を経過する日までの間に作成するものとされております。

この作成に当たり農業委員会は、農業者の意向等を勘案して10年後の目指すべき農地利用の姿である目標地図の素案を策定することとされたことから、各農業委員が農業者の意向把握をした上で目標地図を作成することのできるアプリケーションが入ったタブレット端末機器を導入するための経費を補正計上したいとするものでございます。

当該機器の導入に対して、農地等の最適化活動を行う農業委員は13名で、その13名分が補助対象となりますが、業務遂行上必要となるため事務局分を1台町単費で導入したいとするものでございます。

次に、54ページ、55ページをお開き願います。

8款4項2目公園管理費。補正額140万円、計1億4,422万6千円。内容を申し上げます。事業番号2番、新十津川駅跡地整備事業140万円。これは、令和5年度に実施予定でございます駅跡地公園整備工事に係る公園資材の実勢価格調査業務委託料を補正計上するものでございます。

これは、令和5年10月の公園完成を目指し、令和5年3月に工事発注を行うため、令和4年内に実勢価格調査の実施が必要となるためでございます。

次に、56ページ、57ページをお開き願います。

10款5項2目体育施設管理費。補正額23万7千円、計6,818万3千円。内容を申し上げます。事業番号1番、そっち岳スキー場管理運営事業23万7千円。これは、本スキー場の人気の高まりにより駐車場の混雑が散見されておりましたが、昨今の人流の動向を鑑みて、今期から駐車場混雑を緩和する必要があると判断されることから、駐車場に隣接する雑木帯を整地し、新たに20台分の駐車スペースを確保するための経費を補正計上したいとする

ものでございます。

次に、58ページ、59ページをお開き願います。

11款1項1目単独災害復旧費。補正額840万円、計1,240万円。内容を申し上げます。事業番号1番、公共土木施設単独災害復旧事業840万円。これは、8月8日から9日及び8月15日から16日の大雨により被災した公共土木施設を復旧するため、修繕料及び手数料を増額補正するものでございます。なお、被災して緊急性が高い土木施設は、予備費で対応することとしてございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第51号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

(午前11時47分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

---

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 午前中、日程8を変更いたしました。そのため、これから日程第8、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に3番、進藤久美子君。登壇の上、発言をお願いします。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、町長に一般質問をさせていただきたいと思っております。

高齢者補聴器購入費用の助成についてをお伺いさせていただきます。

この質問については、令和元年第2回定例会で高齢者難聴の方に補聴器の助成をと題し、認知症予防の観点から質問をさせていただきました。

認知症予防対策について、介護事業、介護予防事業の中で取り組まれていることを認識させていただきましたので、今回は、高齢者福祉の観点から質問をさせていただきたいと思っております。

令和2年以降、新型コロナウイルスの蔓延により、町の行事、イベント等が中止となり、高齢者を含め住民の方は、とても不自由な生活を強いられたのではないかと思います。特に、予防策の一つであるマスクの着用により、耳の不自由な方からは、更に会話が聞き取りにくく苦勞されているとの相談を受けているところであります。

本来であれば、国や道の助成制度を活用させていただくところでございますが、まだ今現在は、そのような段階には至っておらず、各自治体に委ねられている状況です。

このような中、沼田町、歌志内市では、いち早く加齢による難聴者の実態把握調査に取組み、本年4月に補聴器購入費助成制度を実施することになりました。また、赤平市にお

いては、9月定例会に補正予算を組み実施するとの話を聞いております。さらには、根室市においては、生活支援特別給付事業として、補聴器のほかに、たん吸引機、点滴スタンド、ネブライザー、パルスオキシメーター、車椅子などを対象に給付事業を行っている自治体もあります。

今後、このような自治体を参考に更に補聴器購入助成制度を実施する自治体が増え続けるのではないかと考えているところでございます。

聴力の低下により聞き取ることに苦労することになると、家庭やコミュニティでの孤立に繋がり、ひきこもりの原因になると考えますので、本町としても、高齢者補聴器購入助成制度について導入すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、コロナ禍において、町民の皆さまには、感染拡大防止の観点からマスクの着用を継続的に行っていただくなど、ご理解の上、ご協力をいただいていることにお礼を申し上げます。

マスク着用が新しい生活様式として定着した半面、耳の不自由な方にとっては、会話の聞き取りづらさにつながっているものと推察をしますし、また、そのことが人との会話の減少につながり社会的な孤立、いわゆる、ひきこもりにつながる要因の一つになりうるということは、3番議員のご指摘のとおりと、私も認識をしているところでございます。

ご高齢の方は、ご自宅に引きこもってしまう主な要因と言われておりますものは、体力や気力などの身体的機能の低下であり、町としましては、この対策として、一般介護予防として実施をしている、すまいるあっぷ事業を理学療法士による専門的な相談、指導を取り入れながら行ったり、教育委員会が所管するゆめりあ部会や、ふるさと学園大学などの高齢者の生きがい対策事業を行ったりすることでひきこもりを無くし、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生き生きとした暮らしが送られるものと考えておりますので、引きこもり対策として、聴力低下に対する支援に特化した高齢者に対する補聴器の助成については考えておりません。

耳の聞こえの症状については、不便を感じている方がいらっしゃることでありますけれども、障害者自立支援法に基づく聴覚障害基準に該当をすれば補聴器給付の助成対象となりますので、まずは専門医の診断を受けていただくか、保健福祉課に相談をいただければと考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、現時点では助成制度を創設する考えがありませんけれども、また、近隣の市町の状況を質問の中に触れておりましたけれども、そのことをうちがすぐ、隣近所の市や町がやるからそれを取り入れるという、そういう短絡的な考えはございません。

うちの町としては、高齢者全体の福祉対策としてどうあるべきなのか、総合的に考えて今も対応しているという状況になっていることはご承知のとおりだというふうに思います。そういった中で、今後、令和5年度までの計画期間である第8期の介護保険事業計画や町の高齢者保健福祉計画の実績、評価や次期の各計画策定に向けた高齢者の生活実態やニー

ズの把握を行った上で、介護予防や生きがい対策など、どういった高齢者サービスが必要なのかということは、そういう計画の作るタイミングをもって総合的に判断し、施策を展開して高齢者福祉の充実を図ってまいりたいというふうに考えていることを申し上げ、3番議員への答弁といたします。

○議長（笹木正文君） よろしいですか、再質問ですか。

はい、再質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 今ほどの町長の答弁で、町として、引きこもり等を防ぐためにいろいろなすまいるあっぷであったり、いろいろな事業を展開されているということで、その辺のことについては、大きく評価するところでございます。

この難聴の程度については、軽度難聴、中度難聴、高度難聴、重度難聴の四つに分類されると言われております。高度難聴と重度難聴については、先ほど町長がおっしゃられたように、身体障害者手帳の対象ということで補聴器の購入については、ある一定の助成を受けられるものです。

しかしながら、この軽度と中度の難聴ってということについては、いまだ本町においては、どこからも助成をさせていただくことがない状態です。

引きこもりの対策をすまいるあっぷとかいろいろなことでされているのは分かるんですが、私がこの対象としている人たちについては、このすまいるあっぷであったり、そういういろいろなイベントとか、町の施策に対して出席できない方、もうすでに引きこもりっていうか、家に閉じこもっている状態の方たちの耳の低下に補聴器を助成していただきたいということなんですね。

だから、いろいろな施策をされているのは分かるんですが、ちょっと私が言おうとしている質問が、ちょっとあやふやだったので、そういうふうな答弁になられたのかと思いますが、やっぱり耳の聞こえで引きこもり、また、外出をためらっているとか、外出を諦めている、そういう方に補聴器助成をしていただきたいと思います。今回は質問をさせていただきました。

通告書にありましたとおり、マスクの着用であったり、それが必ずしもその補聴器の難聴者の人に特別な影響を与えているからということ指摘するのも何かと思いますが、やっぱりそういうことも要因の一つではないかと思えます。

また、マスクの着用により、今までは口の動きを見て何とか会話をある程度予測できて理解できていたのが、それもできなくなったこともあるのではないかと思います。

本来、自分で購入すべきものではありませんが、補聴器の金額については今日の北海道新聞にもこのチラシ入ってましたように、すごい高額な値段がするんですね。ですから、その一部でも助成があれば、ためらった人にも一歩後ろから購入について押してあげることが、後押しすることができるんじゃないでしょうか。

また、私が前回質問させていただいた時から今回に比べて、年金の受給率の低下であったり、物価の高騰により生活が本当に苦しくなって参りました。高齢者にとっては、節約志向が高まり、まず自分たちが食べたり飲んだり、そういうふうな生活に年金を使ったりするのが常であり、補聴器購入を後回しにされる、そういう高齢者の方も少なくないと考えられます。

また、ご家族の呼びかけやテレビの音量も大きくなり、特に私のように声のトーンが大

きいとされる女性の方や、小さなお子さんとのコミュニケーションを取るのがより難しくなっているとされています。ご家族の方についても、大きな声で呼びかけをしたり、また、何度も同じことを聞き返されることによって、少なからずストレスを感じているのではないのでしょうか。

また、高齢になっても生活の質を落とさず、家族仲良く、心身ともに健やかに過ごすことができるように、改めて高齢者補聴器助成制度を導入すべきと考えますが、町長のお考えを再度お伺いさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再質問の答弁をさせていただきます。

3番議員の言っていることはよく分かるわけでありませうけれども、中度の場合は69デシベル以下、そういう聞き取りが少し困難な方の、いわゆる聴力レベルの方を指すわけでありませう。

確かに、補聴器というものは、いわゆるその聞き取りづらさを改善をする器具としては優れているところでありませうけれども、そして今、新聞折り込みのチラシのことも言われていたとおり、それなりに金額するのは、前回の一般質問のときにもお答えをしたとおりであります。

で、個人個人の聴力の差って、自分のそれぞれの聴力の低下を感じてる人の方が、実際自分の聴力がどの程度あるのかっていうことをしっかり確認をするという意味で、病院の方に受診をする、さらには、保健福祉課で相談機能がありますから、そこで相談するということの方が大事なところなんですね。

そういった中で、中度の人が補聴器をかければすぐそこで改善するかということよりは、費用対効果っていうのですか、その高い補聴器で改善するかということよりは、いろんな生活レベルの中で、補聴器の助成するにしても、例えば10万の補助金2分の1だと5万円の負担をしなければならないっていう実態がありますよね。そういうことを確認しながら、そういうことと、もう一つは補聴器まで至らず、この方は集音器だとか、いわゆる、ちょっと相手方の声を工夫するだとか、そういうことでも聞き取りやすいついていうこともあるわけなんです。ですから、一足飛びに何でも補聴器っていう、その名前もすごく良いものですから、そういったものに繋がりがちですけれども、実際に補聴器をかけるタイミングっていうのは、どの程度の聴力レベルの時がいいのかっていうこともありますから、まず、聴力レベルを確認した中で、きっと高度難聴になった方は、これはもう補聴器が必要になってくるというふうになりますけど、それ以下の場合の方については、十分補聴器にすべきかどうかということはある必要はないかなと思います。

補聴器を必要という方においても、補聴器がわずらわしいだとか、その補聴器のレベルでキーンと音がするだとか、いろいろ高齢者の方でも補聴器の使い方でも、なかなか操作が難しかったりすることもありますから、そこは、いろいろなその個人個人の考え方、使い方、そういったことも考えなければならないというふうに思います。

ですから、繰り返しになりますけれども、中度の方が本当に補聴器がいいのかどうかということについては病院の方に行ったり、そして、保健福祉課に相談をし、集音器でもし対応できるとすれば、集音器は、先ほど2分の1の補助の5万円より低廉な金額で購入することがで

きますので、そういったことも考えられるのではないかなというふうに思います。

それと、今はしないということ、先ほどの最初の答弁でしたとおり、今の総合的な高齢者福祉の対応の中では、いろいろ各般にわたって総合的にやってる関係で今、聴力の部分はしませんということ、先ほどと繰り返になりますけど同じことを言います。

ただ、いろんな計画づくり、今の高齢者の実態だとか状況を把握して、次の高齢者福祉計画だとか介護の計画を煮詰め合わせるときに、そういったことが本当に必要な状況になれば、そのことは考える時があるかもしれないという話をさしていただいたところでもありますので、他の市や町が今急にこういう制度をやったから、するということではなく、うちはちゃんとじっくりと考えて、そういう将来にわたって高齢者の福祉に必要な機器の整備だとか、いろんなことを考えていきたいということ、を申し上げて、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

再々質問を認めます。

○3番（進藤久美子君） いろいろ計画の中で進めていくってことの中で必要があれば取り組んでいくっていうか、今、他の自治体がやるから自分の自治体でやるってことではないってことは、よく理解させていただきました。

まず、その計画を立てる時点においては、やっぱり実態調査っていうのが必要だと思うんですね。それでアンケート調査とか、そういう計画を立てるときに、高齢者の方は何に困っているのか、何を求めているのかっていう、ある程度のアンケート調査、実態調査っていうのが必要だと思うんですが、それについては今後取り組む予定があるのか、また、それもその計画に準じてやっていただけるのか、最後にその実態調査のことについて伺いさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 最初の答弁の中で、いろいろ計画を見直しをするときのこと、高齢者の生活実態やニーズを把握を行った上でというふうにお答えをさしていただいたとおりですので、それが、その数量的にはどれだけできるかっていうことは今から表明はできませんけれども、高齢者の実態とニーズを把握するという部分では、計画的にちゃんときちんとして取り組んでいきたいということにしておりますので、そのことをお答えいたします。以上です。

○議長（笹木正文君） はい、よろしいですね。

以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。と思います。

今回の質問は、ハラスメント防止条例の制定についてを、町長に伺いたいというふうに思っております。

労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置が令和2年6月1日から大企業が、そして今年4月1日からは中小企業事業主も義務化されているところです。

J o b 総研によるハラスメント実態調査、これは、大企業を対象とした調査になりますが、その調査結果によりますと、全体の43.6パーセントが過去1年間でハラスメントを感じたというふうに回答し、精神的不安定になったと回答したのが45.5パーセント。職場でのハラスメント防止策が不十分なため退職に至るケースや転職など、自己解決したという回答が最も多い回答となったというふうに公表をされております。

本町においては、令和3年8月2日訓令第9号で、新十津川町ハラスメントの防止等に関する規程により、職員を対象とした防止策が定められております。

昨今、さまざまな事案を考慮し、自治体におけるハラスメント対策に職員のほか、町長を含む特別職や私たち議員を対象に含め、ハラスメントを絶対許さないという自治体のスタンスを条例制定という形で示す自治体が増えてきております。

本町においても、職員が安心して町民のために公務を執行できる環境づくりの一環として、現行規定を自治体の最高法規である条例に格上げした、ハラスメント防止条例を制定すべきと考えるが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員の質問にお答えをさせていただきます。

ハラスメントは、相手の意に反する行為によって相手を不快にさせたり、人間としての尊厳を傷つけたりする行為であり、職場での発生は、職員の能力の発揮に重大な悪影響を生じたり、メンタル面での不調につながる可能性もあるため、絶対にあってはならない行為であります。

このようなことから、昨年8月、新十津川町ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、ハラスメントの防止のための措置や、万が一の場合の適切な対応について定めたところであります。

質問は、この規程を私を含む特別職や議員を対象に含めた条例とすることで、職員が安心して公務を行える環境をつくってはいかがかという提案かというふうに思います。

まず、対象を広げる件でありますけれども、ハラスメント対策は、事業主による雇用管理上の措置義務という性格のものでありますので、まず、私が議員の皆さんを対象とする条例をつくることは、地方自治における二元代表制の趣旨からしても適当ではありませんので、その必要性があると判断されるのであれば、議員の皆さんが主体となってお検討いただければというふうに思います。

また、私を含む特別職については、事業主として、あるいは行政運営の責任者としてハラスメント防止対策を職員に指示をし、推進をする立場にありますので、規程を遵守することは至って当然の話であり、あえて条例として定める必要性は低いものと考えております。

次に、条例を制定することによる効果ではありますが、議会の議決を得るという意味合いにおいて、制度上より高い位置づけになることは間違いはないわけではありますが、本件の場合は、私から職員に対してハラスメントの防止措置と万が一の時の対応を指示するものでありまして、条例とすることと、規程であることの間には大きな差異はないものと考えております。



これらのことを総合的に考え合わせた結果、私は、現段階において、ハラスメント防止に係る条例を制定する必要性は、極めて低いと判断をしておりますが、冒頭、述べさせていただいたとおり、ハラスメントは絶対にあってはならない行為であり、その防止に向けての対策は、これまで同様しっかりと進めなければと考えております。

今後におきましても組織のトップとして、私から町のハラスメント防止に対する方針や明るい職場づくりの大切さを示すことは勿論のこと、正しい知識や倫理観を得るための職員研修の実施や、職員の変化を見逃さない風土づくり、風通しのよい職場づくりのため、人事評価制度による面談や、一番の基本組織であるグループ単位での業務ミーティングの機会などを活用して、職員が個人として尊重され、のびのびとした雰囲気の中で、町民のため、まちづくりのために活躍できる環境づくりに努めてまいりたいことを申し上げ、5番議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 現在、私たちの町では、規程という形でこのハラスメントの防止のルールを定めています。昨今、この防止法の流れも、先ほど町長が言ったように雇用主が定めるものというふうになっておりますが、今現在、規程という状況でこのハラスメントのルールを決めている自治体が多い状況にあるんです。うちの町も、まさに同じ状況であり、町長がやはり職員に、この防止を図る体制をしっかりとるようにとすることで定めているルールということがあります。

ただ、私は今回、これをなぜ条例化にするということなんですが、確かに先ほど町長がおっしゃったとおり、規程だとこれは町長の権限に属する事務を処理するために作るものですから、ここに議員を入れるっていうのは、やっぱりそぐわないということは当たり前だなというふうに思っています。

ただ、これがやっぱり条例というふうにするということは、普通地方公共団体の事務に関する事項として取り上げて条例化すると。それで、その中に特別職や私たち議員も入れるということから、条例にするっていうことが大事だということなんです。

なぜ私が、町長や副町長、教育長などの特別職や、私たち議員をこの対象とすべきかというところなんですけれども、端的に言うと、パワーハラスメントの当事者になる可能性があるからなんです。

今後、さまざまな特別職が、いつ町長や副町長、教育長になるか分かりません。今先ほど言ったように、雇用主は規程を守ることが当然だというお話がありました。これはもう本当に当然です。

ただ、この先、選挙があり、いろんな町長が町長になり、副町長になり、我々議員もいろんな人が議員になった時に、本当にそれを維持できるかどうか、そこがまず一つなんです。

それともう一つは、町長を含む特別職もやはり直接職員に接して指示、命令等を行う機会があるということなんです。

パワハラ定義の一つには、職場の有意性や地位を利用して行われるハラスメントというのが一番大きな理由になってきています。そういうことを考えると、町長や副町長、教育長のような特別職も、そして、私たち議員も直接何かしら職員と接する、そういう状況

を考えると、これもまた一つハラスメントの当事者になる可能性があるということが二つ目にあります。

それと、やはり市長や町長、議員によるハラスメントの事案が非常に発生しているというところなんです。多くが、これはもう職場内で解決できずに裁判に至るケースや、大きなニュースになってしまうというケースが多くあります。

そういうことを考えたときに、自治体の長となる人は、高いモラルを持ち100パーセントハラスメントをしないとはいえ切れないんじゃないかなというふうに思っております。

特別職や議員も対象に加えて、どの立場の人からハラスメントを受けた場合にもしっかりと対応していくためには、条例を制定し、我々議員や特別職をそこに対象として加えることが、先ほど町長がお話した、職員がのびのび町のために活躍し、仕事をする環境づくりになるんじゃないかというふうに考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきます。

確かに、新聞紙上だとかいろんなどころを見ると、起きるはずのないことが起きているっていうのが実態かと思えます。

ただ、今質問にありましたように、私、特別職という部分においては、私に対しては、議員さんがすべて私のチェック機能を議員の皆さんが持っているわけでありますから、そういうことがあればどんどんチェックしてもらえばいい話であって、それは別な、この条例に格上げということではなくて、直接、例えば、一般質問の場でも、いろんな機会に言えるのが皆さんだというふうに思います。

そして、副町長、教育長においては、私は任命責任ありますから、それは私の責任ですすべて。それはもう何かあったら、私がちゃんと任命責任をもって、人事案件として皆さん方に提案して、皆さんの了解を得て、副町長、教育長、その任に正々堂々とやってもらってますから、そういうハラスメントということは絶対、起きないっていう、相手がいいますから、その言葉一つによって、ちょっと不快だなということはあるかもしれませんが、その大きなそういうものはないように、当然、責任者、それぞれ責任のある立場として執行をし続けて参りたいというふうに思ってます。

で、議員さんの皆さん方においては、私が先ほど言ったように、直接、議員の皆さんのハラスメントを条例化するというのではなくて、議員の皆さんも町民の負託を受けて、ちゃんと選挙でそれぞれ当選された方でありますから、それぞれ議員としてのそれぞれ個々の責任もありますし、私も先ほど言ったように個々の責任もありますし、さらには、町にはまちづくり基本条例があって、町長の役割、議員の役割、そういったものはちゃんと明言されておりますから、そこをきちんとやっていくことが、そういうハラスメントどうのこうのということに至らず、もっと基本に立ち返って、速やかに明るい職場だとか、明るいまちづくり、そういったものに視点を置いていくことが、やっぱり住みやすい環境づくり。いわゆる、この条例をつくることによって、ちょっと言い方が変わかもしれませんが、重箱の隅をつつくようなこと、それは絶対ハラスメントはやってはいけないことでありますけども、そういう些細なことというより、それはちょっと違った言い方の中で、これは相手の嫌がることがあったとすれば、それは違った意味の中で改善できることは

多々あるのではないかなというふうに思います。

先ほども、職員のハラスメントということの中で、この100人ぐらいの職員の中で、仮にあって条例の中でいろんな取り組みをやって、そのときの後というのですかね、いわゆる結果の顛末って言うんですかね、結果も顛末も同じですけども、最後、また職員と働きやすい環境にするために、そういう大きな条例の中で対応するというよりは、ちゃんと話しやすい環境、そして、風通しのよい環境、そういうことがハラスメントを起こさないような、そういう職場づくりに繋がっていくというふうに考えておりますので、同じような見方、条例においてやるということではなく、条例にならないように、ちゃんと今の規程の中で、皆が職員がお互いに理解して、仕事のかたがあったときにお互い助け合ったり、そういうことがハラスメントに繋がらない環境だと。相手をお互い、尊厳ですから、相手を思いやるのがこのハラスメントを起こさない一番の対策だと思いますし、お互い相手を気づかったり、コミュニケーションを取れる環境、それが一番重要なのではないかなというふうに思ってますし、うちの管理職もグループ長も、それぞれ職員のことを考えながら、そして、忙しい時にお互い声をかけて助け合って、そして、共にいい仕事をしていこうという、本当に崇高な使命を持ってやっていますので、条例をつくるという考え方は、改めてないことを申し上げ、再質問の答弁といたします。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

再々質問をお願いします。

○5番（小玉博崇君） ハラスメントの多分大きな難しいところはですね、ハラスメントをしてしまった人というのは、ハラスメントをしようとしてやってないところなんです。で、特にやはり、この職員には分かってもらいたいって強い思いが行き過ぎてハラスメントに繋がるっていうことが多いんですね。

私は今福祉の仕事をしていて、福祉の専門職は、絶対、障害者とか高齢者とかの権利擁護というのは一番の福祉の専門性として置いておくんですが、そういった福祉の専門職ですら虐待案件っていうのは多いんです。人間は、絶対こういったハラスメントとか虐待人権侵害をやらないとは、私は言えない。

私も福祉の専門職として、これは言えないと思っているんです。なぜならば、私たちも感情を持った人間だからなんですね。

私は、先ほど町長が言ったように、じゃあもう絶対やらない。それはもうそういう意思を持つっていうのはとても大事だと思ってます。ただ、私はこの条例をつくる意図というのは、もちろん、やらないことの啓発よりは、それを受けたときの救済策としてやっぱりつくっていく必要があるというふうに感じています。

現行の規程の対応で言いますと、副町長がハラスメントを解決するための指針を定めて、総務課長がその周知徹底を図ると。そして、苦情相談窓口の相談員は、総務課総務グループの職員が担うと。そして、そういった相談を受けたときには、その相談してきた職員とその関係職員に職員が事実確認をして、そして、必要に応じて総務課長や主幹、グループ長と共に問題の解決を図るといような内容になっているんですね。

果たして本当にこの規程で、その相談された方は相談できる、この規程でしっかり対応できるだろうか。また、ハラスメントを受けた方は、その対応解決を求めて相談できるでしょうか。私は、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに感じているところなんです。

今回、職員労働組合の方で今年の6月27日から7月1日の間で職員にアンケートを取っております。その中に、現在規程で定められている苦情相談窓口にご相談しますかと、もし自分がハラスメントを受けたときにしますかと。また、受けた時にしましたかっていう設問がありました。

その中のコメントを見ると、やはり相談することでハラスメントが悪化してしまうという恐怖心や、組織内部にそういった相談窓口があっても機能しないと、相談しにくいとか、多分、何もしてもらえないからどうしようもない。我慢できなくなったら、もうボイスレコーダーかメモを用意して自分で対応すると。非常にそういったコメントが多く寄せられておりました。

ハラスメントの問題というのはとってもシビアでナイーブな問題になります。そういったものを組織内で発見し、解決するというのは、非常に私は限界があるというふうに思っております。

例えば、相談しやすい窓口にするのであれば、職員以外の方が相談員に選任されるとか、また、公平公正に対応するハラスメント対策委員会には、職員のほか有識者を含む委員会をつくるなどですね、そういう環境づくりが本当に職員にとって相談しやすい窓口になるのではないかなというふうに思っております。

再三言いますけれども、先ほどから町長が言っています、のびのび、町民のために活躍する、仕事をする、環境づくりをつくるということであれば、今回の職員アンケートの結果をどう感じますでしょうか。

現行規程では、しっかりとした対応が難しいというふうに感じますけれども、この点についていかがでしょうか。

---

○議長（笹木正文君） 組合の方というのは、アンケートに関して、ちょっと局長と話したんですけど、これを、一般質問の中でするかというところまで話したかどうかというのは、そこちょっと確認取りたいんで、暫時休憩からちょっと休憩ということで、2時までちょっと休憩を取りたいんで、よろしく願いをいたします。

(午後1時48分)

---

○議長（笹木正文君） 時間が来ましたが、あと10分休憩といたしますので、よろしく願いいたします。

(午後2時00分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後2時11分)

---

○議長（笹木正文君） 今、町長と質問者といろいろお話をさせていただきました。この件に関しまして、職員組合のアンケートの内容につきましては、労使交渉等にも関係をしていくということなんで、その部分の議事録から数字的なものを削除するというにいたしたいと思います。

そして、再々質問に関しましては、先ほども同じようなことで質問がありましたけど、

この条例がなくて、どうやってやれるかっていうその部分、町長の方で答弁してもらえばありがたいです。よろしくお願ひいたします。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。

職員が相談しやすい環境にあるのかどうかという趣旨もありましたので、その辺からお答えをさせていただきたいと思ひます。

質問された中にも、総務グループの中で相談の受け窓口があるというふうに言ったとおり、そういう体制になっております。職員もいろんな男女比率から年齢構成から、いろんな状態になっておりますので、そういった年齢構成が様々な中でどういうふう職員にそういうセクハラが起きたときの相談窓口にしていくのがいいのかということの中で、総務グループという形にここに規程になっているのは、総務グループの中にはグループ長がいたり、男性職員がいたり、女性職員がいたり、それぞれいろんな年代層の職員がそこにいて人事管理をしているわけでありまして。場合によっては、主幹がいたり、課長がいるということになっておりますので、総務グループの方に行くと、それぞれ自分のセクハラの悩みを自分の同姓なのか先輩なのか、信頼を今までの仕事の中で繋がっていた人なのかということの、いろんな相談をしやすい人を選んでいただいて、総務グループの中でいろいろ相談の窓口を設けているということでありまして、できる限り対面でそういう相談を請け負うことをしておりますけれども、ある意味、会うことによって他の目線、視線も気になることもないとは言えないので、メールであったりだとか書面だとか、いろんな方法を駆使しながら、そういう相談が円滑にできるような体制を講じているということ、まずもってお伝えし、できる限りフラットな関係をつくりながら、職員にそういう精神面がストレスの感じないような環境をつくっていかうということに取り組んでいるということ、まずお伝えをしたいというふうに思ひます。

これらを踏まえた上で相談しづらさの要因を想像してみると、職員同士のトラブルを同じ職場の者で相談することに抵抗がある、相談していることが周囲に漏れ伝わってしまう可能性があるのではといったようなことが心配の要因としてはあるのではないかなというふうに次の段階では推測をするところであります。

このような心配を抱く気持ちもわからなくはありませんけれども、相談を受ける職員には秘密の厳守が義務づけられており、同じ町職員と信頼してもらって大丈夫ですので、困ったことがあれば遠慮なく相談していただければというふうに考えております。

このようなことから、現在のところ相談窓口を町職員の総務グループに置いており、ハラスメントに係る相談制度については、庁内部の相談機能以外にも労働基準監督署にも総合労働相談コーナーや町の公平委員会、職員からの苦情相談制度などもありますので、どうしても総務グループ以外の場合には、そういった機能を使っただきながら、そういう相談、機能を果たしていただければというふうに考えております。以上申し上げ、再々質問の答弁といたします。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

それでは、これもちまして一般質問を終了いたします。

改めて、25分まで休憩を取りたいと思ひます

（午後2時16分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 2 時 25 分）

---

◎一括上程の議決

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程いたします日程第17から日程第21までの案件につきましては、関連がございますので、一括して上程をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、認定第1号、令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、認定第5号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（笹木正文君） それでは認定第1号から認定第5号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま認定第1号から認定第5号まで一括上程いただきましたので、会計ごとに提案内容を申し上げます。

まず、61ページの認定第1号です。

令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額ごとに申し上げます。

歳入総額81億2,686万9,348円。

歳出総額76億5,460万833円。

歳入歳出差引残額4億7,226万8,515円。

うち基金繰入額1億9,898万6,515円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊。

続きまして、63ページをお開き願います。

認定第2号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額ごとに申し上げます。

歳入総額 3億786万8,926円。

歳出総額 3億713万1,092円。

歳入歳出差引残額73万7,834円。

うち基金繰入額 0円。

2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

次に、65ページをお開き願います。

認定第3号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分、金額ごとに申し上げます。

歳入総額 1億2,659万2,107円。

歳出総額 1億2,643万5,507円。

歳入歳出差引残額15万6,600円。

うち基金繰入額 0円。

2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

次、67ページをお開き願います。

認定第4号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。

歳入総額 1億9,719万2,275円。

歳出総額 1億9,700万8,715円。

歳入歳出差引残額18万3,560円。

うち基金繰入額 0円。

2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊。

次に、69ページをお開き願います。

認定第5号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。金額。

歳入総額4,401万1,462円。

歳出総額4,401万1,462円。

歳入歳出差引残額0円。

うち基金繰入額0円。

2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、町債の現在高と償還額、別冊。

なお、各会計決算概要につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の決算概要についての説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは上程いただきました認定第1号から第5号までの令和3年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の各会計決算書、1ページをお開き願います。

総括概要でございます。

新型コロナウイルス感染症の猛威が継続し、町政執行において大きな影響を受ける中、感染症対策を進めるために補正予算を編成し、生活困窮世帯への支援や売上が低迷している商工業者への助成など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用して様々な事業を実施いたしました。

令和3年度は第5次総合計画の最終年度として、町政執行方針でお示しした主要政策の実現に向けて、定住対策と子育て支援の充実、地域福祉の推進、スマート農業の実装や有害鳥獣対策の実践、酒米粉活用などの各種プロジェクトの展開、JR札沼線廃線後の新たなまちづくりの計画など重点施策の事業執行に当たりました。

歳入については、町税等の適正な課税と徴収、国・道支出金の積極的な活用、交付税算入率の高い地方債の選択、基金の効果的な運用など、有利で確実な財源の確保に努めました。

2ページ、3ページをお開き願います。

各会計別の決算の状況につきましては、2、会計別決算総括表でお示しをさせていただきます。

一般会計。歳入。

予算額80億6,141万9千円、調定額81億3,488万3,187円、収入済額81億2,686万9,348円、



うち還付未済額ゼロ、不納欠損額23万806円で、内訳は町民税1万9,906円、固定資産税19万8千円、軽自動車税1万2,900円でございます。

収入未済額778万3,033円、内訳を申し上げますと、まず、1款、町税が519万3,699円で、その内訳が、町民税3,619円、固定資産税514万4,180円、軽自動車税4万5,900円でございます。

14款、使用料及び手数料242万1,584円で、これは公営住宅使用料でございます。

21款、諸収入16万7,750円で、これは貸付金元利収入のうち育英事業貸付金収入でございます。

予算に対する増減は6,545万348円の増、執行率100.8パーセント、収入率99.9パーセントでございます。

一般会計。歳出。

支出済額76億5,460万833円、翌年度繰越額1億1,510万4千円、これは、2款1項3目財産管理費の備品購入費で5,775万円、3項1目委託料で270万1千円、備品購入費で666万9千円、8款1項1目土木総務費の繰出金で7万円、4項1目都市計画総務費の繰出金で27万4千円、2目公園管理費の工事請負費で2,500万円、9款1項2目水防費の需用費で2,264万円でございます。

不用額2億9,171万4,167円、執行率95.0パーセント、歳入歳出差引額4億7,226万8,515円となります。

続きまして、国民健康保険特別会計。

歳入。

予算額3億943万8千円、調定額3億841万598円、収入済額3億786万8,926円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額14万1,080円、これは国民健康保険税分、収入未済額40万592円は、一般被保険者国民健康保険税でございます。

予算に対する増減は156万9,074円の減、執行率99.5パーセント、収入率99.8パーセント。

歳出。

支出済額3億713万1,092円、翌年度繰越額ゼロ、不用額230万6,908円、執行率99.3パーセント、歳入歳出差引額73万7,834円となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。

歳入。

予算額1億2,726万8千円、調定額1億2,655万2,707円、収入済額1億2,659万2,107円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額3万9,400円の減、予算に対する増減は67万5,893円の減、執行率99.5パーセント、収入率100パーセント。

歳出。

支出済額1億2,643万5,507円、翌年度繰越額ゼロ、不用額83万2,493円、執行率99.3パーセント、歳入歳出差引額15万6,600円となります。

続きまして、下水道事業特別会計。

歳入。

予算額2億751万5千円、調定額1億9,844万9,378円、収入済額1億9,719万2,275円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額6,284円で、これは下水道使用料でございます。収入未済額125万819円で、この内訳は、1款1項1目受益者負担金122万400円、2款1項1目の

下水道使用料 3万419円でございます。

予算に対する増減は1,032万2,725円の減、執行率95.0パーセント、収入率99.4パーセント。

歳出。

支出済額 1億9,700万8,715円、翌年度繰越額214万6千円、不用額836万285円、執行率94.9パーセント、歳入歳出差引額18万3,560円となります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計。

歳入。

予算額7,766万9千円、調定額4,403万54円、収入済額4,401万1,462円、うち還付未済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額 1万8,592円で、これは下水道使用料でございます。

予算に対する増減は3,365万7,538円の減、執行率56.7パーセント、収入率100パーセント。

歳出。

支出済額4,401万1,462円、翌年度繰越額2,834万円、不用額531万7,538円、執行率56.7パーセント、歳入歳出差引額ゼロとなります。

次に、各会計の決算概要を申し上げます。

まず初めに、一般会計の決算の概要についてですが、11ページに記載する（1）決算の概要のとおりでございます。

次に、200ページをお開き願います。

実質収支については、この調書のとおりとなっております。

以上が、一般会計決算の概要でございます。

次に、国民健康保険特別会計の決算の概要についてですが、201ページに記載をしております（1）決算の概要にありますとおり、歳入 3億786万9千円、執行率99.5パーセント、歳出 3億713万1千円、執行率99.3パーセントで、差引73万8千円の黒字決算となりました。内訳は、記載のとおりでございます。

次に、222ページをお開き願います。

実質収支については、この調書のとおりとなっております。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算の概要についてですが、223ページに記載をしております（1）決算の概要にありますとおり、歳入 1億2,659万1千円、執行率99.5パーセント、歳出 1億2,643万6千円、執行率99.3パーセントで、差引15万6千円の黒字決算となりました。内訳は、記載のとおりでございます。

次に、236ページをお開き願います。

実質収支については、この調書のとおりとなっております。

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算の概要でございます。

次に、下水道事業特別会計の決算の概要についてですが、237ページに記載をしております（1）決算の概要にありますとおり、歳入 1億9,719万3千円、執行率95.0パーセント、歳出 1億9,700万9千円、執行率94.9パーセントで、差引き18万4千円の黒字決算となりました。内訳は、記載のとおりでございます。

次に、250ページをお開き願います。

実質収支については、この調書のとおりとなっております。

以上が、下水道事業特別会計決算の概要でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算の概要についてですが、251ページに記載する(1)決算の概要にありますとおり、歳入、歳出ともに4,401万1千円、執行率56.7パーセントの同額決算となりました。内訳は、記載のとおりでございます。

次に、264ページをお開き願います。

実質収支につきましては、この調書のとおりとなっております。

以上が、農業集落排水事業特別会計決算の概要でございます。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告をお願いいたします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長のご指示をいただきましたので、令和3年度の審査結果をご報告いたします。

意見書1ページをお開き願います。

1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、4、審査の結果について申し上げます。

審査に付された令和3年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であることを認めたとところでございます。

また、予算の執行及び行財政運営についても、総じて適切であると認められたところでございます。

次に、5、決算の概要でございますが、これにつきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、10ページをお開き願います。

審査意見について申し上げます。

最初に一般会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので省略し、中段から記載しています意見について述べさせていただきます。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、実質収支においても黒字を達成しています。

総務省の令和4年版地方財政の状況の概要によると、主な財政指標となる令和2年度の経常収支比率は全国が93.8パーセントであるのに対し、本町は令和2年度78.1パーセント、令和3年度75.9パーセントとなっており、令和2年度の実質公債費比率においても全国が7.8パーセントであるのに対し、本町は令和2年度0.5パーセント、令和3年度2.4パーセントと、いずれも財政構造の弾力性を維持しております。

また、町税の収納率は、引き続き高い数値を維持しており、特に、個人町民税の収納率

が100パーセント、公営住宅使用料においても、現年度分の収納率は99.7パーセントと高い数値を示しております。

このことは、納税に対する町民の意識の高さを表すとともに、徴収業務の組織的な取り組みの成果であると評価してございます。

一方で、滞納繰越額の収納率は、町税は0.6パーセント、公営住宅使用料においては26.53パーセントと低い状態にあります。

引き続き、滞納者に対する納税意識の向上に努め、住民負担の公平性、公正性の観点に即して債権回収を継続されるとともに、納税猶予や処分等の執行に当たっては、新十津川町債権管理に関する条例に基づき、粛々と遂行されることを期待するところでございます。

次に特別会計でございますが、決算額等につきましては記載のとおりですので省略をし、後段に記載しています意見について述べさせていただきます。

各特別会計においては、引き続き経費の節減を図るとともに、今後とも効果的、効率的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたいと思います。

最後に結びとして述べます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から2年半余りが経過しましたが、減少傾向にあった感染者数が再び急増するなど、未だに収束の兆しが見えず、住民の生活に多大な影響を及ぼしております。今後も感染予防対策を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用して、各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

また、予算の執行に当たっては、法令遵守を更に徹底するとともに、組織内及び横断的なチェック体制の構築を図り、誤りが生じないように努めていただきたいと思います。

本年5月末で新庁舎に係る外構を含む全ての工事が完了し、住民の利便性が更に向上しました。今後も健全財政を堅持しつつ、住民福祉の充実と向上を最優先とするまちづくりを推し進めていただくことをお願いし、結びといたします。

以上で、令和3年度決算の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

これから、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言を願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査について、本日の日程第2で議会運営委員長から、決算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

本件につきましては、議会運営委員長報告のとおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行うこととしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の構成についてですが、同じく議会運営委員長報告のとおり、

議長を除く9名ということで決定したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがいまして、決算審査特別委員会の構成は、議長を除く9名と決定させていただきました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により互選となっております。

この後休憩をいたしますので、休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

それではここで、3時5分まで休憩といたします。

（午後2時57分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後3時05分）

○議長（笹木正文君） 休憩中に決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので報告をいたします。

決算審査特別委員会委員長に安中経人君。副委員長に村井利行君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ただいま上程いたしております認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第1号から認定第5号まで、決算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第22、報告第8号、令和3年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第8号、令和3年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製し、報告する。

73ページをお開き願います。

総合健康福祉センター改修事業、ふるさと公園再整備実施設計の、この2件の事業につきましては、全体計画、実績、比較として表しておりますので、お目通しをいただきたく存じます。

以上申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。ご承認賜りますよう、よろしくお

願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第8号、令和3年度新十津川町一般会計継続費精算報告書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第23、報告第9号、令和3年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第9号、令和3年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

健全化判断比率。

実質赤字比率、パー。

連結実質赤字比率、パー。

実質公債費比率、2.4。

将来負担比率、パー。

内容につきましては、別添の健全化判断比率算出資料にて説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告をお願いいたします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長よりご指示をいただきましたので、令和3年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査意見を申し上げます。

審査意見書をご覧ください。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

（1）総合意見。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたとおりでございます。

健全化判断比率の4指標について述べます。

実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、令和3年度の一般会計等における実質収支額は黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率ですが、早期健全化基準では20パーセントとなっておりますが、令和3年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は25パーセントとなっておりますが、令和3年度の実質公債費比率は2.4パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、早期健全化基準は350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は算出されておられません。

(2) 個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

(3) 是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上、各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第9号、令和3年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第24、報告第10号、令和3年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第10号、令和3年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

資金不足比率。

特別会計の名称、資金不足比率。

下水道事業特別会計、バー。

農業集落排水事業特別会計、バー。

内容につきましては、別添の資金不足比率算出資料にて説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告をお願いいたします。  
岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） それでは、令和3年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の審査意見を申し上げます。

審査意見書をご覧願います。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、審査の結果について申し上げます。

（1）総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところでございます。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は20パーセントとなっておりますが、令和3年度の実質収支額はともにゼロとなっておりますので、資金不足比率は算出されておられません。

（2）個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

（3）是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上、公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 監査委員の審査報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第10号、令和3年度新十津川町資金不足比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査及び決算審査のため、9月13日午後2時まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月13日午後2時まで休会とし、9月13日午後2時から再開をいたします。

本日の本会議は、一部スムーズな進行にならなかったことをお詫び申し上げまして、これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後3時18分）



地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年第3回新十津川町議会定例会

令和4年9月13日（火曜日）

午後1時50分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 経済文教常任委員会審査報告  
（委員会報告第3号）国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める要望
- 第4 陳情第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める要望  
（討論及び採決）
- 第5 議案第45号 新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第46号 新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第48号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第49号 新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第50号 新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第51号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第52号 新十津川町教育委員会委員の任命について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第53号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第14 決算審査特別委員会審査報告  
（委員会報告第4号）
- 第15 認定第1号 令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（討論及び採決）

- 第16 認定第2号 令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第17 認定第3号 令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第18 認定第4号 令和3年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第19 認定第5号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(討論及び採決)
- 第20 発議第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第21 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (10名)

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	小松敬典君

建設課長 谷 口 秀 樹 君  
教育委員会事務局長 鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪 田 謙 治 君

---

◎開議の宣告

- 議長（笹木正文君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変ご苦労さまです。予定の時刻より10分早いのでありますが、会議を始めたいと思います。ただいま出席している議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後1時50分）

---

◎教育長報告

- 議長（笹木正文君） 議事日程に入る前に、教育長より発言の申し出がございますので、それを許可いたします。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

- 教育長（久保田純史君） 議長のお許しをいただきましたので、新型コロナウイルス感染症に伴う新十津川小学校の学校閉鎖について、ご報告いたします。

新十津川小学校の新型コロナウイルス感染者につきましては、先週の金曜日の9日時点で、学校全体で陽性者8人、濃厚接触者3人の計11人でありました。

土曜日日曜日を挟みまして週明けの昨日12日の月曜日は、1年2組で感染発熱症状等により11人の欠席者がありましたので、給食を食べずに午前中に下校する学級閉鎖の措置をとりました。

その後、各学年、各学級ごとに感染者、濃厚接触者、発熱症状等による状況を確認いたしましたところ、全校で陽性者19人、濃厚接触者6人で計25人となり、さらに、発熱症状等13人を加えますと38人、全校で38人となりました。

この状況を学校医に相談いたしまして、本日13日から17日までの5日間を学校閉鎖といたしました。17日の土曜日は学校閉庁ですが、感染拡大防止期間といたしております。

なお、中学校の感染状況であります。本日現在、濃厚接触者が3人おりまして、休暇措置をとっております。学級閉鎖等の状況にはなっていないことを申し添えます。

本日、町議会定例会が開会中でありましたので、新十津川小学校の学校閉鎖について、議員各位への報告とさせていただきます。以上でございます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、6番、杉本初美君。7番、西内陽美君。両名を指名いたします。

---

◎例月現金出納検査結果報告

- 議長（笹木正文君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。  
例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。  
以上で報告を終わり、報告済みといたします。
- 

◎経済文教常任委員会報告、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第3、経済文教常任委員会審査報告を行います。  
9月8日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております陳情第2号の審査結果の報告を求めます。

鈴木経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 経済文教常任委員長（鈴木康裕君） それでは、経済文教常任委員会の審査報告をいたしたいと思っております。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおりに決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

議案の番号、陳情第2号。

件名、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める要望。

審査結果、採択すべきもの。

以上で発表を終わります。

- 議長（笹木正文君） 報告を終わります。  
ただちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。
- 

◎陳情第2号の討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第4、陳情第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める要望を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める要望は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（笹木正文君） ただいま採択することに決定した陳情第2号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

（午後1時58分）

〔議案配付〕

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後1時59分）

---

◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第20の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第21とします。

日程第19の次に日程第20として、発議第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を追加いたします。

以上の件につきまして、よろしく願います。

---

○議長（笹木正文君） 日程第5に入る前に、議案第45号から議案第51号までの案件につきましては、9月8日の定例会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願います。

---

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第45号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、新十津川町福祉避難所非常用電源設備整備支援条例の一部改

正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第46号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第49号、新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第50号、新十津川町農村環境改善センターの設置

及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第51号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第52号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第52号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

教育委員会委員が令和4年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1519番地1。

氏名、高桑祥代。43歳であります。

このたび、2期8年間教育委員としてご尽力いただきました新田右子さんが、今月末をもって任期満了となるため、その後任として任命をしたいとするものでございます。

高桑祥代氏は、花月区子ども会育成会の会長を務められたほか、新十津川小学校PTA及び新十津川サッカー少年団の役員として、積極的に青少年の健全育成に取り組まれて参りました。

また、平成29年4月から平成31年3月までの間、新十津川スポーツクラブの運営に携わるなど、学校教育及び社会教育に関し、すぐれた識見を持ち合わせております。

これら豊富な経験を生かされ、平成30年から現在まで社会教育委員として教育行政の推進にご尽力いただいているところであります。

人格が高潔で誠実な人柄であり、教育に対する造詣も深く、保護者の立場としてもご活躍いただけることから、教育委員会委員として適任であると考え、任命いたしたく同意賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、新十津川町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第53上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第53号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第53号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員が令和4年9月30日付けで任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央525番地1。

氏名、横山幸昌。昭和32年9月22日生まれ、64歳です。

内容を付け加えます。

固定資産の価格に関する不服の内容審査にあつては、幅広い識見と中立性が求められております。

横山氏は、新十津川町職員として多年にわたり務められ、固定資産制度に対する識見を有しており、公正中立な立場である固定資産評価審査委員として、令和元年からご尽力を賜っているところであり適任でございますので、再任したくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎決算審査特別委員会審査報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第14、決算審査特別委員会審査報告を行います。

認定第1号から認定第5号までの各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月の8日の定例本会議におきまして決算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を決算審査特別委員会委員長からお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長、安中経人君。

〔決算審査特別委員会委員長 安中経人君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（安中経人君） ただいま議長からご指示がありましたので、令和4年9月13日付けで、委員会報告書第4号を議長宛に提出した決算審査特別委員会審査報告書について、決算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された認定第1号、令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

審査経過。

令和3年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、令和4年9月8日から13日にわたり所管課の説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、すべての案件について、認定すべきものとする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

◎認定第1号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、認定第1号、令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和3年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎認定第2号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、認定第2号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

---

◎認定第3号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第17、認定第3号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、令和3年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎認定第4号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第18、認定第4号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎認定第5号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第19、認定第5号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第20、発議第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴木康裕君。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） 議長の指示がございましたので発議第4号についての説明をいたしたいと思います。

提出者は、私、賛成者は、記載のとおりでございます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出する。

1枚お開きください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

近年、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化、頻発化する自然災害のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域、生産空間が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時、災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災、減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災、減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1 番目、国土強靱化に資する社会資本の整備、管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算、財源を確保するとともに、継続的、安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算、財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検、診断、補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理、更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

4、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

5、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、下水道や公営住宅、学校などの公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

6、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

7、堤防整備、ダム建設、再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

8、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部に加え、河川、道路事務所の人員体制の維持、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年9月13日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）ということで、説明を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。



ただちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより発議第4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、発議第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

- 議長（笹木正文君） 日程第21、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出が出ておりますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

◎閉議の宣告

- 議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。  
会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

- 議長（笹木正文君） 令和4年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。

（午後2時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員